

『龍崗秦簡』禁苑律と『唐律疏議』衛禁律との比較

馬 彪 (山口大学人文学部)

一 はじめ

1975年の雲夢楚王城で出土した睡虎地秦簡の発見により、在来の文献史料では不明確であった秦代の事象を補うことが出来るようになってきた。禁苑に関しても例外ではなく「禁苑」という表現がある簡が6枚発見された。これだけでも重要な発見であることは間違いないが、さらに1989年には、同じ土地で龍崗秦簡が発見された。この龍崗秦簡では「禁苑」という表現がある簡が26枚にも上った。これが秦代における禁苑についての絶好の新資料となることは明らかであろう。

そこで、本稿では龍崗秦簡において「禁苑」あるいは「禁中」や「入禁」という言葉がある26枚の竹簡を「禁苑」簡と呼ぶことにし、その中でも半数以上を占める14枚の禁苑への出入りに関する律を命名・注釈・考証し、その簡の性格および秦時代の禁苑管理制度を追求したい。

二 「禁苑闌入律簡」との命名

「禁苑」に関する律は今日までの最も古い文献資料は『唐律疏議』の衛禁律に含まれるものであり、その衛禁律の冒頭には、

疏議に曰く、「衛禁律」は、秦漢及び魏には未だ此の篇有らず。晋の太宰賈充等、漢魏の律を酌み、事に随ひて増損し、創めて此の篇を制し、名づけて「宮衛律」と為す。宋より後周に洎び、此の名並びに改むる所無し。北齊に至り、関禁を將つてこれに附し、更めて「禁衛律」と名づく。隋の開皇は改めて「衛禁律」と為す。衛とは、警衛の法を言ひ、禁とは関禁を以て名と為す。但そ上を敬ひて非を防ぐは、事に於いて尤も重し。故に「名例」の下に次し、諸篇の首に居らしむ。

とある。この『唐律疏議』の説明によって、いくつかのことが判明した。第一に「衛禁律」や「禁衛律」の元になった「宮衛律」は、秦漢及び魏には無く、晋の太宰賈充等が「漢魏の律」の内容に従って「創制」したものであるということである。つまり、彼らは秦時代にも「警衛の法」があったことを知らなかったのである。第二に、隋唐時代には、この「禁衛律」が最も重視されたので、国家律令の諸篇の首に置かれたということである。

換言すれば、龍崗秦簡に現れる秦時代の「禁苑」律は、実際は最も重視される「禁衛律」の中の大切な一部であるにも関わらず、残念ながら少なくとも晋時代の人間には、すでにその存在を知らな

かった。更に言えば、この龍崗秦簡における「禁苑」律は晋の太宰賈充等が利用した「漢魏の律」の源であり、非常に貴重な衛禁律の史料なのである。

『唐律疏議』「衛禁律」の特徴の1つは、「闌入」律に関わる内容が多いことである。例えば「衛禁律」の最初の3条は「闌入太廟門」「闌入宮門」「闌入逾闕為限」に関する律文で、また衛禁律12の「闌入非御在所」や20の「闌入行宮營門」もある。これだけではなく、衛禁律2に、

御膳所に闌入すれば流三千里、禁苑に入れば徒一年とす。

とあり、「闌入」の表現はまた「入」という言葉に略称することが分かる。しかし龍崗秦簡によると、晋代以降判らなくなった秦の「禁苑」律に「闌入」という表現はすでに存在した。例えば、簡2には、「竇にて出入し及び符傳母（無）くして門に闌入する者は、斬するに其の男子は左趾、□女【子】は…」（竇出入及母（無）符傳而闌入門者、斬其男子左趾、□女【子】）とあり、簡4には、「・（詐）偽して人に符傳を假りる及び人に符傳を讓るは、皆門に闌入すると罪を同じくす。」（・（詐）偽・假人符傳及讓人符傳者、皆與闌入門同罪。）とあり、簡12にも、「當に入るべからずして闌入し及び他の・（詐）偽を以て入る…」（有不當入而闌入及以它・（詐）偽入□□□□）とある。

これだけでなく、下記のように本稿の検討対象となっている14枚の禁苑簡は全て「闌入」罪に関する内容であるので、本稿では「禁苑闌入律簡」と命名し、また各々の簡文の内容によって、a 持傳律・b 侵入律・c 滞在律・d 畜入律・e 不明というように分類し、以下のような5つのグループに分けることとする。

龍崗秦簡にある禁苑闌入律簡への命名

分類	命名	簡番号 ¹	主旨	枚数
闌入律 (出入りと 滞在に関 する律)	a 持傳律	7 11 25	禁苑の出入についての伝制	14
	b 侵入律	13 17 18	侵入者や侵入者を追放する人間に対する律	
	c 滞在律	15 19 20	滞在に対する可否に関する律	
	d 畜入律	23・77	畜産の禁苑中の侵入に対する律	
	e 不明	94	不明	

このように、十四枚の「闌入律」簡は、禁苑簡の半数を占めており、極めて重要な意味が示唆されていると思われる。そこで、上表のグループごとに、その内容の解釈と考証を行うことで、秦代における禁苑闌入罪に関する禁苑の伝制・侵入罪への判断・出入の管理・禽獸誤入への対応などの具体像を明らかにしたい。

三 持傳律にみる禁苑の「符傳」制

筆者は、持傳律の三枚の簡の内容に鑑みて、簡7を「傳書」簡、簡11を「參辨券」簡、簡25を「田傳」と命名する。この章では各簡に注釈を加え、これまで研究されて来なかった禁苑の傳制度について考証していきたい。

注

1 本稿で使用している「簡番号」は中国文物研究所・湖北省文物考古研究所『龍崗秦簡』（中華書局2001）に示した「新編号」（整理番号）である。

簡7（出土206）「諸有事禁苑中者、□□傳書縣・道官、□鄉（？）□」

【書き下し】 諸そ禁苑中に事有る者、傳書を縣・道官にて…、郷にて…

【譯】 禁苑中に用事がある人は、県・道官のところで傳書を…、郷（？）で…

【注】

- ①「禁苑」という表現の従来の解釈は、伝統的な解釈の「宮中の苑」²や「宮中の園」³という意味とは異なり、離宮⁴の意味である。これは未曾有の新史料である。
- ②「傳」は関所の役人に示す通行手形、漢代から「過所」ともいい、今日の通行許可証のようなものである。『漢書』文帝紀には、「關を除きて傳を用いること無し。」とあり、顔師古の注に張晏の言を引いて「傳、信なり。今の過所の如きなり。」とある。この「過所」とは『釋名』に「過所、津關に至りて以て之を示すなり。或いは傳と曰ふ。」とある。「傳」の本の意味は『説文』に「遽なり。」とあり、伝遽、すなわち駅伝形式で運ぶことをいう。『段注』に「傳は今の驛馬の如し。驛馬に必ず舎有り、故に傳舎と曰ふ。又た文書も亦た之を傳と謂ふ。「司關」の注、『傳は今の過所に移すの文書の如し』と云ふは是れなり。」（『傳如今移過所文書』是也。）⁵とある。
- ③「県・道官」は、県や道の主管官府である。道は、少数民族が集って住んでいる県である。『漢舊儀』に「内郡は縣と為し、三邊は道と為す。」とあり、また『漢書』百官公卿表には「蠻夷有るは道と曰ふ。」とある。

簡11（出土130）「□于禁苑中者、吏與參辨券□」

【書き下し】 …禁苑中に…する者は、吏は參辨券を與へ…

【譯】 禁苑の中で（…する）者は、吏が1/3の券を發給し…

【注】

- ①「參辨券」は「三辨券」とも言う。「辨」は「分かつ」の意であり、『説文』に「判かつなり。」とあり、睡虎地秦簡の『秦律十八種』「金布律」にも、「嗇夫即ち其の直（値）錢を以て其の官長及び冗吏に分負せしめ、而して人ごとに參辨券を與へ、以て少内に效し、少内は以て之を収責せよ。其の贏を入る者にも、亦た官は辨券を與へ、之を入れよ。」（嗇夫即以其直錢分負其官長及冗吏、而人與參辨券、以效少内、少内以収責之。其入贏者、亦官與辨券、入之。）と「參辨券」の字が見られ、注釈は「3つに分れる木券である」としている。つまり、当事者によって別々に保存されることであろうと考えられる。『張家山漢簡〈二年律令〉』の簡三三四～三三六.178の「戸律」にも「民、先令にて相に田宅・奴婢・財物を分けんことを欲せば、郷部嗇夫、身ら其の令を聽し、皆な參辨券に之を書き、輒ち上すること戸籍の如くせしむ。争有れば、券書を以て從事す。券書母ければ、聽す勿かれ。」（民欲先令相分田宅・奴婢・財物、郷部嗇夫身聽其令、皆參辨券書之、

注

2 白川静『字通』。

3 『大漢和辞典』。

4 鶴間和幸氏は「秦代離宮遺跡の発見と同時に、湖北省雲夢県龍崗秦墓発見の秦代竹簡法制史料は離宮と馳道、禁苑の関係を明らかにし、もう一つの方向から秦代離宮研究の道が開かれた。」「秦始皇帝長城伝説とその舞台—秦碣石宮と孟姜女伝説をつなぐもの—」、『東洋文化研究』第一号1999。

5 『周禮』司關に「凡所達貨賄者、則以節傳出之。」とあり、鄭玄の注に「商或取男貨於民間、無璽節者、至關、關爲之璽節及傳出之、其有璽節亦爲之傳、傳如今移過所文書。」とある。

輒上如戸籍。有爭者、以券書從事、毋券書、勿聽。)とある。しかし、本簡に現れる禁苑に関する券制の資料は、上述した債務や財産についての券制資料とは共通点も相違点もあるので、極めて重要な新史料である。

簡25「禁苑田傳」

【書き下し】…禁苑の田傳…

【譯】「…禁苑の田傳…」

【注】「田傳」は伝来文献には見られず、恐らく禁苑にある田圃に入るための伝であろう。

【考証】

秦漢時代の伝制は、これまでの出土資料と文献記録によってほぼ明らかになったと思われるが、禁苑に関する伝制は、この龍崗秦簡の史料が発見されるまでは全く分からなかった。

簡7の「諸そ禁苑中に事有る者、傳書を縣・道官にて…、郷にて…」(諸有事禁苑中者、傳書縣・道官、郷(?))の中の「諸有事禁苑中者」のような律文は、簡1の「諸そ兩雲夢の池を段(假)りて魚(漁)し、及び雲夢の禁中に到る者有れば、灌(木)を取ることを得」(「諸段(假)兩雲夢池魚(漁)及有到雲夢禁中者、得取灌(?)」)と簡6の「禁苑吏・苑人及び黔首の禁中に事有るは…」(禁苑吏・苑人及黔首有事禁中)によく似ている文言であるので、「諸有事禁苑中者」とは禁苑の中で仕事をする黔首であると判断できる。その理由は簡6に見られる「禁苑吏」「苑人」「黔首」という三種の人間のうち「禁苑吏」と「苑人」は禁苑内部の役人であり、彼らが禁苑にいるのは当然のことであるが、「黔首」(民間人)は通常禁苑に入ってはいけない者であり、例外として禁苑で徭役に服する「黔首」がいる。つまり「黔首有事禁中」の者だけ「禁苑吏」と「苑人」と共に禁苑に入れるのである。

しかし、黔首は徭役を行うのであれば、無条件で禁苑に入ることが可能かという点、決してそうではなかった。簡7の後半の「傳書縣・道官、郷(?) 」を見ると、いくつかの欠字があるものの、地方の「黔首」という民間人は地方にある中央朝廷直属の派出機関である禁苑に入って徭役をするため、縣・道官で、あるいは郷の政府機関で「傳書」を取る手続きが必要であることが分かる⁶。

「傳書」という言葉は伝来文献には見られない表現である。しかし、「傳」とは注で述べたように『周禮』司關の鄭玄の注に、「傳は今の過所に移すの文書の如きなり。」とある⁷。ここで、鄭玄のいう「過所」とは旅の人が過ぎる関所であって、「文書」とは旅の人が関所の役人に示す通行手形である。そう考えれば、『周禮』司關に「凡所達貨賄者、則以節傳出之。」とある文章にある「節傳」という表現には、下に述べる龍崗秦簡の簡5にある「符」「傳書」という言葉を比較すると、「符」は「節」であり、「傳書」は「傳」であることと判断できる。つまり、「傳」という通行手形は、秦代にはまた「傳書」と呼んでいたことが分る。

注

⁶ 簡10の「取傳書郷部稗官」という内容によって「伝書」をとることは「郷部」にも関わることが分かる。

⁷ 『釈名』釈書契に「過所、至関津以示之也」とある。

龍崗秦簡の簡5の「關。關にて符を合し、及び傳書を以て閱して之を入らしむ（後略）」（關。關合符、及び傳書閱入之（後略））という律文には、禁苑の門関に入るには「符」と「傳書」とともに必要であることが記されている。つまり、入苑者は必ず「符」と「傳書」の両方を持っているのである。故に、簡4のなかに「符傳」という表現が見られるのである⁸。

「符」と「傳書」の違いはというと、簡5によると「符」は門番の持っているものと「合符」し、「傳書」は門番に閲覧されるものということが分かる。いわば「傳書」は入門者自らが持ち、「符」は割り符として門番と本人とが必ず別々にもっているということである。つまり「傳」は身分証明書であり、所有者の身分と入苑の目的などを書くので「伝書」ともいい、門番の人間がその書いている内容を「閱」んで、その人を「入」らせるかどうか判断するということである。

「符」は通過許可書（後の「過所」）であり、割り符であるので、入苑の際に「合符」しなければならない。この門や関所での「合符」に関する律は『唐律疏議』衛禁14にもある。

諸所敕を奉じ合符を以て夜に宮・殿の門を開くに、符合すと雖も勘せずして開く者は徒三年。若し符を勘するに合せずして開を為す者は、流二千里。

しかし、「符」はまた「符券」や「券」と呼び、『唐律疏議』衛禁25に「驛使は符券を驗す。」とあり⁹、龍崗秦簡の簡11には「禁苑中に…する者は、吏は參辨券を與へ」とある。これを考えると「券」も割り符であるので、徭役に服する民間人は「禁苑中」に入ると、簡3の「傳者、門に入り、必ず当に行くべき所の道を行き、□□其の行くに当たる所の道を行かざるは…」（傳者入門、必行其所當行之道、□□【不】行其所當行 □）の律文に従って、禁苑中の行くべき場所に入るため、もう一箇所の苑吏と「合符」することが推測できる。

「禁苑田傳」とは、伝来文献には見られないことであるが、簡3の「傳者入門、必行其所當行之道、□□【不】行其所當行 □」によると、伝・符をもって禁苑に「入門」したあと、必ず決められた道を通らなければならなかった。ここで入門者がどこに行くかという指示は「伝」か「書」のどちらに書いているかはっきりわからないが、この簡25の「□禁苑田傳 □」から考えられるのは、禁苑に出入りするのための「傳」はいくつかの種類に分かれているものであり、そのなかに「禁苑田傳」という傳は、某黔首が禁苑の田圃で徭役に服するための「傳」であるということである。

四 侵入律の「有不当入而闌入」罪

ここでは、侵入律における簡13を「盗入」簡、簡17を「挾弓・弩・矢」簡、簡18を「出入禁苑罍」簡を呼ぶこととする。

簡13（出土174・2）「盗入禁苑□□」

注

8 漢代にも「符伝」という表現がある。陳直氏「符傳通考」にこの表現を考証して、「符傳二字、在漢代雖然聯稱、然在過所文中、言傳不言符。蓋符有時用於當地、爲檢查工作時之證據。（中略）有時用於遠方、爲旅程往返時之信約、故《東觀漢記》記郭丹有封符買符之記載。傳則僅用於行旅、故過所在申請文中、言取傳不言取符。」という。（『居延漢簡研究』天津古籍出版社、1986年）

9 『唐律拾遺』公式令に「諸給驛馬、給銅龍傳符、無傳符處、爲紙券、量事緩急、注驛數於符契上」とある。このような「券」を以て「傳符」と為す例がある。

【書き下し】 盜に禁苑に入る…

【譯】 ひそかに禁苑に入る…

【注】

- ① 「盜」は「私に」であり、『説文』に「ム（私）に物を利するなり。」とあり、『漢書』陳平伝の顔師古の注にも「盜、猶ほ私のごときなり。」とある。また、『睡虎地秦簡』の「繇律」に「或は盜に道を・（決）て出入する。」とある。

簡17 (出土269・1) 「亡人挾弓・弩・矢居禁中者、棄市。□」

【書き下し】 亡人、弓・弩・矢を挟みて禁中に居れば、棄市とす。

【譯】 亡命者が弓・弩・矢を持って禁中に居れば、棄市の罪である。

【注】

- ① 「亡人」は亡命者である。『説文』に「逃ぐるなり。」とあり、『史記』龜策列伝に「謁を請い、亡人を追ふも得ず。」とある。
- ② 「挾」はもつ、携えるということである。『説文』に「俾け持つなり。」とある。「挾書」は書を携えることであり、『漢書』惠帝紀に「挾書の律を除く。」とある。また『漢書』王莽伝に「民、挾弩を得ず。」とあり、武器を持って禁内に侵入するのは、さらに罪が重い。
- ③ 「棄市」は斬首してその屍を市にさらすことである。『史記』秦始皇本紀に「敢て詩書を偶語する者有らば、棄市せん。」とあり、『漢書』景帝紀の顔師古の注に「棄市、之を市に殺すなり。」とある。また『周礼』秋官・掌戮に「賊を斬・殺し、謀りて之を搏つを掌る。」とあり、鄭玄の注に「斬、斧鉞を以てし、今の要（腰）斬の若きなり。殺、刀刃を以てし、今の棄市の若きなり。」とあり、孫詒讓『正義』には「殺以刀刃」と云ふは、即ち『釋名』の所謂「斫頭」なり。之を通言すれば亦た之を斬と謂ふ。」とある。

簡18 (出土261) 「城旦舂其追盜賊・亡人、追盜賊・亡人出入禁苑者得【汙□】□□」

【書き下し】 城旦舂其の盜賊・亡人を追ふは、盜賊・亡人を追ふに禁苑の粟に出入すれば…得…

【譯】 「城旦舂の盜賊・亡人を追跡する者は、盜賊・亡人を追うため、禁苑の粟に進出すれば（～をし）得る」

【注】

- ① 「城旦舂」の城旦・舂勞というのは、もともと労役名であり、『漢旧儀』に「城旦、城を治むるなり。女、舂を為す。舂は、米を治むるなり。」とあるが、この簡では勞刑に服す者や刑徒のことを指す。『漢書』惠帝紀に「上造以上、及び内外公孫耳孫の罪有りて刑に當る及び城旦舂を爲すに當る者は、（後略）。」とあり、『睡虎地秦簡』の「司空律」には「城旦舂は赤衣を衣、赤○（黽）を冒ひ、之に拘櫜標杖す。仗城旦は將司せらるること勿く、其の將司に名ぜられし者、之を將司す。舂城旦の徭に出ずれば、敢へて市に之のかしむるなく及び閭外に留舎せしむ、当に市中を行くべきものは、回して、行くこと勿かれ。」（城旦舂衣赤衣、冒赤○（黽）、拘櫜標杖之。仗城旦勿將司、其名將司者、將司之。舂城旦出○（徭）者、毋敢之市及留舎閭外、當行市中者、回、勿行。）とある。

②「禁苑罍」とは、禁苑の墾地のことである。「罍」については、『廣雅』釈詁一に「弱なり。」とある。ここで使っている「罍」を仮借字だと考えれば、「罍」は「墾」という字であり、すなわち一種の土地だと思われる。

【考証】

これらの三つの禁苑侵入簡からわかることは、禁苑への侵入者は、その目的によって少なくとも「盗人」と「亡人」とがある。「盗人」は、『説文』における「盗」に「ム（私）に物を利するなり。」とあるので、利益を得るために、ひそかに禁苑に侵入する人のことであり、「亡人」は、『説文』に「逃ぐるなり。」とあることから、逃亡者であり、身を隠すために禁苑に侵入する人のことである。これらの侵入者はあくまで、無断で侵入しているので、簡12の「有不當入而闌入、及以它詐（詐）偽入」に従って、通常は「闌入」罪とする¹⁰。しかし、簡17の「挾弓・弩・矢」簡を見ると、同じ目的で「闌入」した者でも武器の所持の有無により、罪が異なることが分かる。「弓・弩・矢を挟みて禁中に居れば、棄市とす。」というのは、もし弓・弩・矢のような武器を所持して禁苑に入れば、死刑の中で最も重い「棄市」に当たるということである。逆に、武器を持っていなければ死罪にならない例もある。例えば、『史記』李斯列伝に、

行人の上林苑に入る有りて、二世自ら之を射殺す。

とあり、そのことについて趙高は、

天子、故無く不幸の人を賊殺するは、此れ上帝の禁なり。

と諫めている。このような武器の有無によって罪の軽重が異なる例は唐律にも見られる。『唐律疏議』衛禁59 闌入宮門には、

諸そ宮門に闌入するは、徒二年。宮城門に闌入するも、亦た同じ。（中略）仗を持つは、各の二等を加ふ。

とある。

さらに「挾弓・弩・矢」という律には弓・弩と矢は併せないと武器にならないという問題がある。

『唐律疏議』衛律8には、

問ひて曰く誤ちて弩弓を遺して箭無く、或は箭を遺して弩無し、或は楯あり矛無し。各の何れの罪をか得ん。答へて曰く、弓箭相ひもち須るは乃ち坐す。弩箭の弓無きは常箭と別たず。弩弓有りて箭無きも、亦た兵仗の限に非ず。楯は則ち獨にては得るも用無し。亦た弓有りて箭無きと義同じ。

とある。このような法律問題は龍崗秦簡の「闌入」律において、すでに考慮されていたと言える。

簡18の「出入禁苑罍」簡には「龍崗秦簡」において最も興味深いものの1つであり、「墾」という土地に進入することが可能か、ということが記されている。

注

¹⁰ 『唐律疏議』卷七衛禁律二闌入宮門に「闌入」罪に関する詳しく載せている。「諸そ宮門に闌入すれば、徒二年とす。宮城門に闌入するも、亦た同じくす。餘条の應に坐すべき者も、亦た此に準ず。殿門、徒二年半とす。仗を持たば、各二等を加ふ。上閤の内に入る者は、絞とす。」とある。また、「御膳所に闌入すれば流三千里、禁苑に入れば徒一年とす。」とあることから、禁苑に闌入すれば、徒刑1年であることが分かる。つまり、入った場所によっても「闌入」罪の重さが違う。仁井田陸『中国法制史研究 刑法』（東京大学出版社）参照。

この「栗」という字は、『龍崗秦簡』には五ヶ所も出ており、いずれも「堧」の仮借字で、一種の土地である¹¹。では、この栗（堧）地という地帯は一体どのような場所なのであろうか。歴代の文献記録には、この栗（堧）地の解釈が存在するが、不明な点が少なくない。例えば、『漢書』食貨志上に「其の宮堧地を田す。」とある。注には、

堧、餘なり。宮堧地、外垣の内、内垣の外を謂ふなり。諸そ縁河の堧地、廟垣の堧地、其の義は皆な同じ。

とある。ここでは「宮堧地」「縁河の堧地」「廟垣の堧地」などという、いくつかの表現があるが、「堧地」がどのような理由で置かれたのかは不明である。このことに関して、胡平生氏は、この「栗（堧）」地は、一つの「分離帯」を形成しており、城壁の周辺にこの堧地が作られた¹²と述べている。

つまり、禁苑に設置された「栗（堧）」は、防衛のための「分離帯」と考えられる。そして「盜賊・亡人を追うため、禁苑の栗に進入する」という律文に従って、仕事のために、このような「分離帯」に進入可能であったことが分かる。

以上、禁苑侵入律簡を見てきたわけであるが、秦代において、窃盜や逃亡のために、傳を持たないで禁苑に入った場合は侵入者と見なされ、通常は「闌入」罪となった。しかし、武器を所持していた場合、その罪は死刑となり、武器の所持の有無によって、その罪の軽重が判断されたのである。また、例外として、仕事のためならば（傳は持っているはずである）禁苑の中の立ち入り禁止区域でも入ることが可能であった。

五 滯留律と「當出」而「不出」罪

まず「四」と同様に、簡15に「舍禁苑中」簡、簡19に「當出」簡、簡20に「不出」簡と命名する。

簡15（出土263）「從皇帝而行及舍禁苑中者、皆（？）□□□□□」

【書き下し】 皇帝に従ひて行き及び禁苑中に舍る者は、皆…

【譯】 皇帝に隨行して巡行し及び禁苑の中に泊まる者、皆（？）

【注】

- ①「皇帝」は『史記』秦始皇本紀に（B.C.221）「上古の帝位の号を採って皇帝と号す。」とある。
- ②「行」は巡行・巡視の意味である。『礼記』樂記に「箕子の囚を釋し、之をして商に行かしむ。」とあり、鄭玄の注に「行、猶ほ視のごときなり。」とある。また『管子』立政に「郷里に行き、宮室を視、樹芸を觀、六畜を簡る。」とある。
- ③「舍」はやどる、軍が宿泊するという意味である。「信」または「次」とも言う。『左伝』莊公三年に「凡そ師、一宿を舍と爲し、再宿を信と爲し、信を過ぐるを次と爲す。」とあり、『唐律疏議』衛禁律には「宿次」とある。

注

11 詳細は拙文の「算數書」和誤券への再検討（『山口大学文学会志』第57巻、2007年3月）を参照。

12 「雲夢龍崗秦簡「禁苑律」中の「栗（堧）」字及相關制度」（『江漢考古』1991年第2期）

簡19 (出土276) 「□追捕之、追事已、其在 (?) 禁 (?) □□當出者將出之 □」

【書き下し】…之を追捕し、追ふ事已みて、其れ禁に在り…當に出るべき者は之を將出し…

【譯】…これを追捕し、追う事が終わって、禁におり…出るべき者は、(出るべき人を) 引率して出て…

【注】

- ①「追捕」は追い捕らえることである。『漢書』虞延寿伝に「吏に追捕の苦無く、民に箠楚の憂ひ無し。」とある。
- ②「当出」は「当に出るべし」と読む。『唐律疏議』衛禁8に「應出」とあり、「若し闘仗して應に出るべき者有らば、並べて即ち須く出すべし。出でざる者有らば、罪を得ること御在所と同じ。」とある。

簡20 (出土15) 「□ □不出者、以盜入禁」

【書き下し】…出でざる者は、盜入禁…を以て…

【譯】出^{いで}ざる者はひそかに禁苑に入ることを以て…

【注】

「不出」は罪名である。宮殿・禁苑での仕事が終わって速やかに出るべきなのに、出ないことである。『唐律疏議』衛禁に「宮殿作罷不出」という律がある。

【考証】

注釈からも分かるように、簡15の「禁苑の中に舍る」と簡19の「当に出すべし」というのは相反する律文である。そこで『唐律疏議』衛禁律と比較することによって、その内容を詳しく考証したい。

まず龍崗秦簡の「舍る」という表現は『唐律疏議』衛禁律ではよく「宿す」「留まる」となっている。例えば、衛禁6の「因事入宮輒宿」條に、

諸そ事に因りて宮・殿に入るを得るも、輒く宿る及び容れ止めし者は、各の闌入より二等を減ず。とあり、疏議には、

【疏】議曰く、「『事に因りて宮・殿に入るを得る』者は、朝參・辭見・迎輸・造作の類の合に宿すべからざる者を謂う。而るに輒く宿る及び容れ止めて宿す所の人は、各の闌入の罪より二等を減ず。宮内に在らば徒一年、殿内は徒一年半とす。

とある。ここでの「宿す」とは宮・殿内や禁中で宿泊することである。また、衛禁11の「應出宮殿輒留」條に

諸そ應に宮・殿を出るべくして、門籍已に除かるるに、輒く留まりて出でず及び告効を被り、已に公文の禁止有りて、籍未だ除かれずと雖も、輒く宮・殿に入るを得ざるに、犯す者は、各の闌入を以て論ず。【疏】議曰く、「『宮・殿を出るべき』は、改任・行使・假患・番下・事故等を謂ひ、令の「門籍は當日即ち除く」に依る。門籍已に除かるるに、其の人輒く留まりて出でず、假患等の事無きと雖も告効を被るに及び、已に文牒有りて禁止せしめ、籍は未だ除かれざると雖も、皆な輒く宮・殿に入るを得ず。如し犯す者有らば、各の闌入を以て論ず。」とあり、ここでの「留まる」とは「宿す」と同じ意味である。

この衛禁6に記されている宿泊する人間のなかの「朝参・辞見・迎輸・造作の類」とは、朝廷で参拜・拜謁・辞去する官僚や禁中の内外へ物を輸送する人や物を作る人などである。また衛禁11に記されている「改任・行使・假患・番下・事故等」の人物は、外官に赴任する人や使者、休暇と病気の人や非番の衛士や事故に会った人などである。龍崗秦簡に禁苑に「舍る」対象者は、「舍禁苑中」簡に言う「皇帝に従て巡行する」者である。当時秦の始皇帝の巡行に従った人間は、『史記』秦始皇本紀によると少なくとも皇子・大臣¹³・宦者・群臣¹⁴・武士¹⁵・儒生¹⁶・博士¹⁷などである。又、上述した『唐律疏議』衛禁律にある「朝参・辞見・迎輸・造作の類」や「改任・行使・假患・番下・事故等」のような人物と比べてみると、簡6の「禁苑吏、苑人及黔首有事禁中」という者の中にも、禁苑内に泊まることができる人物が必ずいると考えられる。

また、禁中内で泊まることと対になるものが「出るべき」という律であり、例えば『唐律疏議』衛禁11の「應出宮殿輒留」の「應出」という言葉は明らかに「輒留」と対応している表現である。やはり『唐律疏議』衛禁律も龍崗秦簡も禁中に泊まる規定より、泊まらない律の方が厳密に定められている。例えば『唐律疏議』衛禁8に「宮殿作罷不出」條に、

諸所宮・殿内に在りて作罷むも出ざる者は、宮内は徒一年、殿内は徒二年、御在所の者は絞。
(關仗し、應に出るべくして出ざる者も亦た同じ)。【疏】議曰く、「宮・殿内に在りて作罷む」とは、丁夫・雜匠の徒の作了るなり。其れ應に出るべくして出ざる者有らば、宮内は徒一年、殿内は徒二年、御在所の者は絞とす。若し關仗して出るべき者有らば、並べて即ち須く出るべし。出ざる者あらば罪を得ること御在所と同じ。問ひて曰く、宮・殿内及び御在所に在りて作罷みて出ざるは、律に正文有り。若し上閣内に出ずんば律に既に文無し。若為に處斷するや。答へて曰く、上閣の内は、例は關仗の所と同じ。應に出るべくして出ざるに此の條に文無きは、上文の注に「關仗し出るべくして出ざる者も亦た同じ」と云ふが為なり。上閣内に宮人有らば、御在所に同じく、合に絞とすべきなりて、御不在、又た宮人無くんば、二等を減ず。

とある。

六 畜入律と畜産闖入禁苑への対応

ここでいう畜入律とは簡23の「毆入」簡と簡77の「犬入」簡を指すものである。

簡23 「毆入禁苑中、勿敢擅殺。擅殺者、

【書き下し】 毆して禁苑中に入るは、敢へて擅に殺す勿かれ。擅へて殺す者は…

【譯】 捶撃して（畜産が）禁苑の中に入れば、決して專殺してはならない。專殺した者は…

注

13 三十七年十月癸丑、始皇出游。左丞相斯從、右丞相去疾守。少子胡亥愛慕請從、上許之。十一月、行至雲夢、望祀虞舜於九疑山。

14 至平原津而病。始皇惡言死、群臣莫敢言死事。(中略)七月丙寅、始皇崩於沙丘平臺。丞相斯為上崩在外、恐諸公子及天下有變、乃祕之、不發喪。棺載輜涼車中、故幸宦者參乘、所至上食。百官奏事如故、宦者輒從輜涼車中可其奏事。独子胡亥・趙高及所幸宦者五六人知上死。

15 始皇為微行咸陽、與武士四人俱、夜出逢盜蘭池、見窘、武士擊殺盜、關中大索二十日。

16 二十八年、始皇東行郡縣、上鄒嶧山。立石、與魯諸儒生議、刻石頭秦德、議封禪望祭山川之事。

17 浮江、至湘山祠。逢大風、幾不得渡。上問博士曰「湘君何神。」博士對曰「聞之、堯女、舜之妻、而葬此。」

【注】

- ①「毆」¹⁸とは『説文』に「物を捶撃するなり。」とある。また『漢書』梁王襄伝に「後數ば復た毆して郎を傷す。」とあり、顔師古の注に「毆、捶撃なり。」とある。
- ②「擅」とは『説文』に「専らにするなり。」とあり、専断の意である。「擅殺」とは「専殺」することである。睡虎地秦簡の『法律答問』に「擅ほしまに子を殺さば、黥して城旦・舂と為す。」（擅殺子、黥為城旦・舂。）とある。
- ③簡23において「擅殺」する対象が人間か動物かは、簡文の欠落があるのではっきり分らないが、『唐律疏議』衛禁17に「『畜産唐突するに』とは、走逸して宮門に入るを謂ふ。」とある律文に従って、「畜産」とした。

簡77「黔首犬入禁苑中而不追獸及捕□」

【書き下し】黔首の犬、禁苑中に入り而して獸を追はずして、□を捕ふに及ぶ

【譯】黔首の犬が禁苑中に入っても、もし（獸）を追わず・捕らえなければ……

【注】

- ①「黔首」とは民である。『史記』秦始皇本紀に「秦始皇二十六年、「更名民曰『黔首』」」とある。
- ②睡虎地秦簡の『田律』に「百姓の犬、禁苑中に入り而して獸に迫り及び獸を捕えざる者は、敢へて殺すこと勿れ。其の獸を迫ひ及び獸を捕ふる者は、之を殺せ。」（百姓犬入禁苑中而不追獸及捕獸者、勿敢殺、其追獸及捕獸者、殺之。）（律7）とある。これによって『雲夢龍崗秦簡』（科学出版社1997）と『龍崗秦簡』（中華書局2001）の編集者はともに龍崗秦簡における出土番号の238・235②・残7②・110・91・164・24の7枚の断片を併せて、内容が繋がる二枚の簡とした。筆者もこれには賛成である。

【考証】

『唐律疏議』衛禁17「車駕行衝隊」に、


諸そ車駕行くに、隊を衝く者は徒一年、三衛の仗を衝く者は徒二年。（仗隊の間に入る者を謂ふ。）

【疏】議曰く、車駕行幸するに、皆な隊仗を作す。若し人の衝きて隊間に入る者有らば徒一年。衝きて仗間に入らば徒二年。其れ仗衛の主司は上例に依り、故らに縦さば與に同罪、覺らずんば二等を減ず。

誤つ者は各の二等を減ず。【疏】議曰く若し人の誤ちて入隊間に入る有らば、杖九十を得。誤ちて仗間に入らば徒一年を得。

若し畜産唐突するに、守衛備へず、宮門に入らば杖一百、仗衛を衝かば杖八十。【疏】議曰く「『畜産唐突するに』とは、走逸して宮門に入るを謂ふ。守衛の備へざる者は、杖一百。宮城門に入らば、罪も亦た同じ。若し殿門に入らば、律に更に文無きも、亦た宮門の坐に同じ。仗衛

注

18 簡23の第一文字のという字は『雲夢龍崗秦簡』（科学出版社1997）と『龍崗秦簡』（中華書局2001）とも「・」と釈写したが、本稿では「毆」とする。

を衝かば杖八十。仗衛の者は宮・殿及び駕行の所に在り、罪を得ること並びに同じ。

とある。この「車駕行衝隊」の前半は、人間が皇帝の車駕が隊を衝くことであり、後半は畜産が突然暴れて宮門に入ることである。一見すると無関係な二つの行為であるが、実は「闌入」罪を犯すことである。つまり、畜産が暴れて人間に害することを防ぐのは上述の二つの律に共通することと言える。『史記』張釈之列伝に、

頃之、上行きて中渭橋に出づ。一人あり、橋下より走り出づ。乗輿の馬驚く。是に於て騎をして捕らへしめ、之を廷尉に属す。釈之治問す。曰く、「県人なり。来るとき蹕を聞きて橋下に匿る。之を久しくして、以為へらく行已に過ぐ。即ち出づれば、乗輿の車騎を見る、即ち走のみ」と。廷尉、当を奏す「一人、蹕を犯す、罰金に当る」と。文帝怒りて曰く「此人、親ら吾が馬を驚かす。吾が馬頼に柔和なり。他馬ならしめば、固より我を敗傷せしめざらんや。而るに廷尉乃ち之を罰金に当つ」と。」

とあり、『集解』には、「如淳曰く『蹕、行人を止めるなり』と。」とある。これによって「行人を止める」衛禁は単なる刺客を防ぐことだけではなく、また畜産を驚かして皇帝に害を及ぼすことも防ぐ意味があると考えられる。

つまり、もし突然暴れ出した畜産が禁苑に侵入すれば、不審な人物でなくても、加害者となりうるので、それに対応する律があったとしても不思議ではない。故に、龍崗秦簡に出ている「捶撃して（畜産が）禁苑の中に入る」律と「黔首の犬は禁苑中に入る」律の両方とも禁苑に侵入するものに対する一種の「闌入」律であると言える。

七 おわり

以上、龍崗秦簡の禁苑闌入律簡を『唐律疏議』と比較しながら見てきたわけであるが、秦代の禁苑の伝制は、他の伝制とは異なり、「闌入」律を実行する前提として用いられていたと考えられる。そして、この「闌入」律の二大要素は「不当入而闌入」と「當出」而「不出」という罪であった。また「闌入」律の補足として「犬入禁苑」のような、畜産の禁苑闌入に関する律もあった。